

鶴岡市確認申請手数料一覧

【建築物の確認申請・完了検査手数料】

床面積の合計	建築確認 (計画変更確認申請)	仕様基準加算額		完了検査
		一戸建ての住宅	共同住宅等	
30㎡以内	10,000円	+13,000円	+24,000円	19,000円
30㎡を超え100㎡以内	21,000円			29,000円
100㎡を超え200㎡以内	34,000円			42,000円
200㎡を超え300㎡以内	44,000円	+14,000円	+37,000円	55,000円
300㎡を超え500㎡以内				

- ※ 計画変更確認申請、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途を変更する場合は、当該申請部分の床面積の2分の1の床面積（床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- ※ 仕様基準加算額の算定においては、仕様基準（又は誘導仕様基準）により省エネ基準適合を評価した部分の面積。（省エネ基準適合義務対象外、省エネ適判実施、評価書等の添付による部分を除く。）

【建築物以外の確認申請等手数料】

種別	当初確認申請	計画変更確認申請	完了検査
工作物	9,000円	5,000円	10,000円
建築設備（昇降機を含む）	10,000円	6,000円	15,000円
小荷物専用昇降機	5,000円	4,000円	9,000円

- 鶴岡市が確認審査を行う建築物等の範囲（建築基準法施行令第148条）
- 1.法第6条第1項第二号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300平方メートルを超えるもの及び高さが16メートルを超えるものをく。）
- 2.法第6条第1項第三号に掲げる建築物
- 3.第138条第1項に規定する工作物のうち、同項第一号に掲げる煙突若しくは同項第三号（広告塔、広告板、装飾塔、記念塔）に掲げる工作物で高さが10メートル以下のもの又は同項第五号に掲げる擁壁で高さが3メートル以下のもの（いずれも前2号に規定する建築物以外の建築物の敷地内に築造するものを除く。）